

町長メッセージ「町民の皆様へ」 ～安心・安全のまちづくりを目指して～



湯浅町長
上山 章善

去る7月27日、皇太子殿下が地方事情御視察のため、広川町の「稲むらの火の館」を御視察され、その後、湯浅ICから和歌山市へと向かわれました。真夏の暑い時期にも関わらず、たくさんの方が沿道で皇太子殿下を奉送迎されるなど、見返りを求めないホスピタリティの精神いわゆる「おもてなし」の心が体現されていたと感じました。お迎えする方のことを大切にしている気持ちは、先祖代々受け継がれながら、現代の日本にも深く根付いているものであり、わが国を代表する文化の一つであると言えます。

今年の9月には紀の国わかやま国体が開催されます。多くの方々が湯浅町を訪れることとなりますが、来町者が気持ちよく過ごせるよう、おもてなしの心をもって町全体で受入したいと思っています。さて、以前より皆さまの関心が高い旧庁舎の解体スケジュールや跡地の活用方法を含む駅周辺のまちづくりについて、今月、住民説明会を開催することとしました。

駅周辺整備にあたっては一貫性のない単なる土木工事とするのではなく、今後、周辺帯をどうしていくかというまちづくりの構想の下で行う必要があると考えています。そのため、老朽化した旧庁舎の解体と並行し、長期総合計画や地方版総合戦略といった各種計画と関連性を持たせた周辺整備に係る基本方針を定めてまいります。

これから先、個々の施策を小出しにするだけではまちの活力を取り戻すことができません。整合性の取れた大きな計画に基づいて様々な取組みを連携させ、より効果的なものを講じていく必要があります。

今回の住民説明会を皮切りに、本格的な検討を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※住民説明会の詳細については、P5をご確認ください。

漏水調査にご協力ください

湯浅町水道事務所
☎62-4171

いつも水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

湯浅町では漏水を早期に発見・防止するため、水道管の漏水調査を専門業者に委託して行っています。

主な調査は、道路に埋設している配水管（水道本管）を調査しますが、各家庭に引き込まれている給水管（水道メーター付近）で漏れている可能性があれば、調査

員が敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。（調査員には身分証明書の携帯を義務付けています。）

- ◆調査期間 平成27年9月1日（火）から
平成27年12月21日（月）
- ◆調査区域 湯浅町内全域



漏水調査とは

限りある資源（水）を有効に利用するために、漏水防止対策として行っています。

漏水調査の方法は、道路内の配水管や止水栓・水道メーターの音を調査機器を使い調査し、漏水の有無を判断します。



水道水の水質検査を実施しています

水道水の安全と安心を守るため、今年も例年どおり水質検査を右記の計画表により専門業者に委託し、実施しています。

検査の結果、飲料水として適合した安全な水を供給していますので、安心してご使用いただけます。

水質検査結果表等、詳しくは水道事務所で閲覧できますのでお問い合わせ下さい。

水道法第20条に基づく水質検査

検査項目	項目数	検査回数	検査内容
基準11項目検査	11	年8回	水質検査指標項目
基準27項目検査	27	年3回	水質検査指標項目
基準40項目検査	40	年1回	水質検査指標項目
基準51項目検査	51	年1回	水質基準の全項目
水質管理26項目検査（農業類含）	120	年1回	水質管理目標設定項目
クリプトスポリジウム		年4回	原虫検査
ダイオキシン類		年1回	ダイオキシン類検査

上記のほか、色・濁り・匂い・消毒効果等の検査を毎日水道事務所で行っています。